## 法人税の額から控除される特別控除額に関する 明細書

事業 法人名

			1 2	
	調整前法	J		計算
当期税額控除可 (6の合計)	能 額 1		円 法人税の額から控除される	
	税 額 2		((1)と(3)のうち少なレ	<b>金額</b> ) 4
	準 額 3		調整前法人税額(1)-(4)	超過額 5
	調 整 前 法	人	 税 額 超 過 構 成 額 の	 - 明 - 細
			当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額
措法第42条の13第1項 各 号 の 該 当 号 等			6	7
for a D	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		別表六(六)「17」	円
第1号	当期分	1	別表六(七)「16」	
第2号	当 期 分	2	別表六(八)「8」	
第3号	当 期 分	3		
第4号	当 期 分	4	別表六(九)「10」	
第5号	当 期 分	5	別表六(十二)「15」	
	前期繰越分計	6	別表六(二十八)付表「1の③」	別表六(二十八)付表「2の③」
第6号	当 期 分	(7)	別表六(十三)「14」	
	前期繰越分計	8	別表六(二十八)付表「1の⑧」	別表六(二十八)付表「2の⑧」
第7号	当 期 分	9	別表六(十四)「16」	
	当 期 分	(10)	別表六(十五)「23」	
第9号	当 期 分	(11)	別表六(十六)「23」	
*		(12)	別表六(十七)「16」	
第10号	当期分		別表六(十八)「16」	
第11号 ———————————————————————————————————	当 期 分	13	別表六(十九)「12」	
第12号 (平成30年改正前の第11号)		(14)		
	当 期 分	15	別表六(十九)「36」	
		16	別表六(十九)「46」	
第13号	当 期 分	17)	別表六(二十) 「8」	
	前期繰越分計	18	別表六(二十八)付表「1の⑩」	別表六(二十八)付表「2の⑪」
第14号	当 期 分	19	別表六(二十一)「14」	
	前期繰越分計	20	別表六(二十八)付表「1の⑭」	別表六(二十八)付表「2の⑭」
第15号	当 期 分	21)	別表六(二十二)「15」	
第16号	当期分	22	別表六(二十三)「38」	
			別表六(二十四)「19」	
第17号	当 期 分	23	別表六(二十五)「20」	
第17号の 2	当 期 分	24		即事六(二十八)付事[2の頃)
平成30年改正前の第5号	前期繰越分計	25)	別表六(二十八)付表「1の⑰」	別表六(二十八)付表「2の⑰」
	当 期 分	26	別表六(十一)「15」	
震災特例法第17条の2第2項若 しくは第3項、第17条の2の2第	前期繰越分計	27)	別表六(二十八)付表「1の②」	別表六(二十八)付表「2の②」
2項若しくは第3項又は第17条 の2の3第2項若しくは第3項	当 期 分	28	別表六(二十六)「20」	
震災特例法第17条の3第1項、第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項		29	別表六(二十七)「10」	
合	計	'		(5)
	• •			

## 別表六(二十八)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の13第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成30年改正前の措置法(以下「平成30年旧措置法」といいます。)第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》(平成30年旧措置法第42条の5第2項若しくは第3項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別
- 控除》又は第42条の12第1項《特定の地域において 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》 に係る部分に限ります。)の規定の適用を受ける場 合に記載します。
- 2 「調整前法人税額超過構成額7」の各欄には、「調整前法人税額超過額5」に記載された金額が措置法 第42条の13第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前法人税額超過額又は平成30年旧措置法第42条の13第1項に規定する調整前法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。